

令和5年度実施 協働事業

事業提案書(案)

目次

●市民提案型協働事業

- ①様々な事情を抱える生活困窮者への食糧支援及び相談支援事業…… P1

令和4年6月
平塚市

(宛先)

平塚市長

団 体 名	特定非営利活動法人フードバンク湘南
代 表 者	大関めぐみ
事業担当課	福祉総務課
提 案 型	<input type="checkbox"/> 行政提案型 <input checked="" type="checkbox"/> 市民提案型（ <input checked="" type="checkbox"/> 自由部門 <input type="checkbox"/> テーマ設定部門）
新規・継続	<input checked="" type="checkbox"/> 新規（提案 年分） <input type="checkbox"/> 継続（令和 年度～）

協働事業について、次のとおり事業提案します。

1 提案内容（事業担当課との意見交換をもとに、具体的に詳しく記入してください。）

①事業名	様々な事情を抱える生活困窮者への食糧支援及び相談支援事業	
②事業の目的・必要性 なぜこの事業が必要か、どのような市民サービスの向上が図られるのかなど。	当団体ではひとり親家庭への食糧支援を中心に活動しているが、今後は支援対象者を増やしていきたいと考えている。しかしながら、困窮している方の情報取得は難しく、支援対象者を増やすことに難航している。 また、市内では生活困窮者は増えており、市が行う生活困窮者への相談支援において、多様なニーズに対する支援が必要になっていることから、市が把握している生活困窮者に対する食糧支援を含む相談支援を行うことで、生活困窮者の経済的な自立、社会生活の自立を促進する。	
③協働の必要性・メリット なぜ、市と協働で実施したいのか、協働することの必要性を記入してください。 また、市民・団体・市のメリットをそれぞれ具体的に記入してください。	必要性	団体のみでは支援対象者を増やしていくことが難しく、生活困窮者からの相談を受けている福祉総務課と協働することで、相談支援の選択肢に食糧支援が加わり、より多くの方を支援することができる。
	メリット	（市民のメリット：市民が受けられるサービスや解決される課題など） 公的な支援を受けられる市において、生活困窮時の自立支援の相談時に、食糧支援を受けられるようになり、自立に向けた活動の支えとなる。
		（団体のメリット：行政が持つ情報等の活用や信頼性の確保など） 困窮者の情報取得が難しい団体状況の中、市の判断に基づき、より正確に多くの困窮者に食糧支援を行うことができるようになる。 （市のメリット：団体が持つ専門性やノウハウの活用など） 生活困窮者の自立支援相談の支援内容に食糧支援を追加することができるようになり、増加する生活困窮者に対する支援策の拡充となる。
④事業のアピールポイント この事業の先駆性、先進性、創意工夫、事業の売りや熱い想いなどアピールできることを記入してください。	生活困窮者の自立支援において、県内でも例の少ない食糧支援の選択肢を確保でき、自立支援のサービス向上となる上、団体のフードバンク活動と市の相談支援事業を協働することで、包括的に困窮者の支援をすることができるようになり、共生社会の推進を図る。	

<p>⑤事業概要・計画</p> <p>スケジュール・人員配置など時系列、箇条書きで具体的に記入してください。</p>	<p>(事業概要)</p> <p>《4月から実施する内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、年間6回実施しているフードパントリーについて、コロナ禍以降オンラインの予約制にしたことで、高齢者の割合が減少したため、そういった方を対象に、オンラインでない予約方法のフードパントリーを従来の6回と別で6回実施する。 ・緊急的食糧支援について、現在は要支援者からの直接依頼と市役所内3課（生活福祉課、福祉総務課、子ども家庭課）からの依頼のみ受け付けているが、市の周知・PRや依頼の窓口となる課を増やすことで、支援を必要とする市民に支援が行き渡るようにする。 ・現在、市役所を会場に実施しているフードドライブについて、企業や店舗を会場に新たに実施し、食糧の確保量を増やす。 <p>《4月以降検討し、状況に応じて実施する内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フードパントリーや緊急的食糧支援で団体が把握した生活困窮者を福祉総務課での支援事業につなげて継続的に支援を行う。 <p>(スケジュール)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月～ <p>【団体】(7名+ボランティア)</p> <ul style="list-style-type: none"> フードパントリーの実施(年間6回) 緊急的食糧支援の実施(随時) フードドライブの実施(随時) <p>【市】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民への事業周知 各課への連携依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・7月頃 <p>実施状況を確認し、実施済みの事業以外の事業(フードパントリー実施に合わせた相談会等)の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・7月～ <p>7月頃の検討を踏まえた事業の追加実施</p>
<p>⑥役割分担</p> <p>団体、市の役割を具体的に記入してください。</p>	<p>(団体の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年6回の生活困窮者支援のためのフードパントリーの実施。 ・居宅生活者の生活困窮窮迫時における緊急的な食糧支援。 ・福祉総務課の関係機関(地域包括センター、障がい支援事業所等)の要請に直接対応する形での生活困窮者への食糧支援。 ・相談機関等へ繋げるべき食糧支援者情報の市への提供。 ・食糧確保のためのフードドライブの実施。 <hr/> <p>(市の役割)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧支援が必要と思われる相談者情報の団体への提供。 ・庁内との連絡調整、事業のPR等。 ・フードパントリー実施に合わせた相談会の開催。 ・上記相談会等実施場所の提供又は仲介。
<p>⑦他団体との連携</p> <p>この事業に関し、他団体等と連携の実績や予定があれば記入。</p>	

<p>⑧成果目標 (目標値)</p> <p>できるだけ数値で具体的に記入してください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年6回(各250名)生活困窮者支援のためのフードパントリー実施による1500名に食糧支援 ・緊急的食糧支援について、現在連携している3課(生活福祉課、福祉総務課、子ども家庭課)以外と連携することで300世帯増にする。 ・企業や店舗10か所に新規でフードドライブを実施し、食糧の確保量を増加させる。
<p>⑨関連法令等</p> <p>事業実施に関連した法令等があれば記入してください。</p>	<p>平塚市総合計画分野別施策 2「安心して暮らせる支え合いのまちづくり」 ③「地域福祉を充実する」</p> <p>※ご不明の場合は、事業担当課へご確認ください。</p>
<p>⑩実施年度以降の展望</p> <p>今回提案の事業実施年度以降の展望を記入してください。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 実施年度以降も提案型協働事業で実施 ※市支出見込額(2年目 <u>2,156,960円</u>、3年目 <u>2,156,960円</u>)</p> <p><input type="checkbox"/> 提案型以外の方法で協働を継続 <input type="checkbox"/> 団体が単独で実施 <input type="checkbox"/> 行政が単独で実施 <input type="checkbox"/> 終了する <input type="checkbox"/> その他()</p> <hr/> <p>(実施後の具体的な事業展開や上記の補足事項)</p> <p>《協働期間中の展望》 令和5年度は主に生活困窮者に対する食糧支援の充実を図りながら、要支援者の把握を行う。そこで把握した生活困窮者に向けて協働2年目以降に相談事業や就労体験事業等で協働の内容をさらに充実させていく。</p> <p>《協働事業終了後の展望》 フードドライブ及び企業からの食糧支援を協働期間中に市内に定着させることで、協働終了後も食糧の確保を安定的に行えるようにする。また、確保した食糧を市との協働で把握した生活困窮者に継続的に支給し、協働事業終了後も市民満足度を可能な限り低下させずに支援を行っていく。</p> <p>事業の継続は、ボランティアの確保と、保管場所の確保、にも依存するので、その確保もこの事業の柱として実行し、協働事業終了後には団体のみで事業が行える仕組みを考え、市をはじめとしたパートナーシップを構築していく。</p>

3 収支予算書（この協働事業だけの金額を記入してください）

総事業費	2,156,960 円	市の支出	2,156,960 円
		団体の支出(他の収入等)	0 円

①収入

金額単位：円

項目	予算額	内容
市の支出	C 2,156,960 円	
団体の支出	円	
事業収入	円	
	円	
収入合計	A 2,156,960 円	

②支出

項目	予算額	うち市の支出分	積算単価のなど具体的な内容
食糧準備スタッフ謝金	698,880 円	698,880 円	3.5H×週2日×4週×12月×2人×1,040円 =698,880円
食糧準備兼配送スタッフ謝金	998,400 円	998,400 円	5H×週2日×4週×12月×2人×1,040円 =998,400円
企業回りスタッフ謝金	199,680 円	199,680 円	4H×週1日×4週×12月×1人×1,040円 =199,680円
フードドライブ容器	20,000 円	20,000 円	1,000円×2個×10か所
燃料費	120,000 円	120,000 円	食糧の回収、配送にかかる燃料費 10,000円×12か月
事務用品	120,000 円	120,000 円	コピー用紙、インク、ビニール袋テープ等 10,000円×12か月
支出合計	B 2,156,960 円	D 2,156,960 円	

注) 金額はすべて、半角数字で入力してください。

注) A、B、Dの0円の「0」をドラッグして、右クリックを押すとウィンドウが開くので、「フィールドの更新」をクリックすると、自動計算されます。

注) 収入合計Aと支出合計B、及び、市の支出Cと支出合計Dは同額となります。

注) 市の支出の他に、県やその他の助成金がある場合は、収入・支出に明記してください。

※事業の実施及び予算は3月議会での承認により決定されます。

※この事業提案書は、個人情報の一部を除き、ホームページ等で公表します。

令和5年度実施 市民提案型協働事業 事前意見交換(中間・結果)確認書

事業名	様々な事情を抱える生活困窮者への食糧支援及び相談支援事業	
実施主体	団体名	特定非営利活動法人フードバンク湘南
	事業担当課	福祉総務課
意見交換の概要	<p>【提案団体の考え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、団体ではひとり親家庭への食糧支援を中心に活動しているが、その対象者を拡大し、より多くの方を支援したい。 ・市が把握する生活困窮者の情報を共有することや従来とは異なる方法で食糧支援を行うことで支援を必要としていながら受けることができていなかった市民に支援が行き渡るようにしたい。 ・拡大する支援対象者に安定した支援を継続して行うために、新規フードドライブの実施等で企業からの食糧提供の数量増を図りたい。 <p>【担当課の考え】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧支援事業については、生活困窮者自立支援事業を実施している中で、必要性は認識していながら市単独では実施できていない事業である。本協働事業の提案団体のフードバンク湘南は、これまでもひとり親家庭への食糧支援を行っており、そのノウハウを活用して生活困窮者に対する食糧支援を実施することは市単独での実施と比べてもより効果的で市民満足度の高いものになると考えた。そのうえで事業内容とその実施に必要な経費を精査した。 	
事業実施に向けての課題と対応	<p>【確認できた現状の課題】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①フードバンク活動での支援対象者はひとり親家庭であることがほとんどである。理由は貧困の実態を図ることができないためなのだが、福祉総務課と連携し、福祉総務課の情報を元に対象者を広げることができないだろうか。 ②食糧支援について、様々な年代の市民に広く認知してもらうにはどうすればよいか。 ③環境政策課との協働事業で得られるようになった多くの食品を、より有効的に活用することができないだろうか。 ④持続的な寄付が保障されていない企業からの食品を安定させるため、フードドライブ開催など、ほかの手法での食品の確保をすることで、食品が途絶えてしまう事のリスクを分散できないか。 <p>【確認できた課題への対応など】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①福祉総務課の生活困窮者の相談事業をとおして把握した情報を共有することで、ひとり親家庭以外への支援を増やす。 ②市の広報や市で行われるイベントなどを活用して事業の存在自体を広く市民や企業に認知してもらう。またフードパントリーについては、現状のインターネットを活用した募集とは異なる方法を取ることで、インターネットをあまり利用しない世代にも情報を届ける。 ③新たな世代や対象者へ向けたフードパントリーを開催することや、市との連携強化による緊急的食糧支援が充実することで、より有効的に活用することが可能となる。 ④企業でのフードドライブを新規に実施することや、食糧支援の依頼を行うことで食糧の確保がさらに充実し、安定した食糧支給につなげることが可能となり、現行の食糧寄付が途絶えた場合もその分を一定程度充足することができる。 	

<p>今後の展望</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/>①来年度実施協働事業として提案予定 <input type="checkbox"/>②今年度中に実施 <input type="checkbox"/>③団体単独で実施 <input type="checkbox"/>④行政単独で実施 <input type="checkbox"/>⑤現在、提案するか保留・検討中 <input type="checkbox"/>⑥他の制度を活用 <input type="checkbox"/>⑦提案、及び、実施をしない（実施への課題等を今後も双方で協議） <input type="checkbox"/>⑧その他（ ） </p>
<p>上記で協働事業として提案しない場合等の理由</p>	<p>協働事業での実施が困難な理由などを具体的に記入してください。</p>
<p>事業実施に向けての改善策</p>	
<p>協働推進課調整事項</p>	

特定非営利活動法人フードバンク湘南定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フードバンク湘南という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県平塚市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、食糧支援を必要とする団体及び個人、主にひとり親家庭を対象とした無償での食糧支援、ならびに地方公共団体の依頼による生活困窮者を対象とした食糧支援を行うとともに、市場に出すことができないが、品質の維持ができる商品の寄付を企業等から受けることにより、地域福祉への貢献ならびに廃棄物及び食品ロスの削減に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 消費者の保護を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) フードバンクに関わる事業
- (2) 困窮世帯等の就業支援に関わる事業
- (3) 廃棄物の削減および廃棄物のリユース、リサイクル、清掃に関わる事業
- (4) 子ども食堂等の親子、地域コミュニティの支援に関わる事業
- (5) 経済活動活性化を目的としたマッチングに関わる事業
- (6) 食品、日用品等の販売事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長とし、若干名を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、任期の末日において後任者が選任されない場合には、同日後最初の総会が終結するまで、その任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、次の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び予算に関する事項

(5) 事業報告及び決算に関する事項

(6) 役員の選任等に関する事項

(7) 入会金及び会費に関する事項

(8) 長期借入金に関する事項

(9) 事務局の組織等に関する事項

(10) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、前条第2項、次条第1項及び第50条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

- (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の区分)

第41条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。
(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。
(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。
(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。
(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3か月以内に総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
(長期借入金)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、次に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項
（解散）

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
（残余財産の帰属）

第 52 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

（合併）

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 54 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	大関 めぐみ
副理事長	久松 周史
理事	瀧澤 好美
同	村田 泰幸
監事	徳永 宣明

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2020 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から 2019 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

ただし、この法人の成立時において会員である者については、徴収しないものとする。

(1) 入会金

正会員	個人	0 円	団体	0 円
-----	----	-----	----	-----

賛助会員	個人	0 円	団体	0 円
------	----	-----	----	-----

(2) 年会費

正会員	個人	10000 円	団体	10000 円
-----	----	---------	----	---------

賛助会員	個人	1 口	1000 円 (1 口以上)
------	----	-----	----------------

団体	1 口	10000 円 (1 口以上)
----	-----	-----------------

附 則

1 この定款は、2021 年 8 月 12 日から施行する。

活動計算書

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 フードバンク湘南

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	合 計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	10,000	10,000
賛助会員受取会費	903,000	903,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	4,792,964	4,792,964
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	1,719,200	1,719,200
受取国庫補助金	806,668	806,668
協働事業負担金	4,273,007	4,273,007
4. 事業収益		
その他の事業		0
5. その他の収益		
受取利息	35	35
経常収益計	12,504,874	12,504,874
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計		0
(2) その他の経費		
旅費交通費	552,272	552,272
水道光熱費	165,426	165,426
消耗品費	599,125	599,125
業務委託費	4,376,352	4,376,352
交際費	1,800	1,800
支払手数料	32,831	32,831
地代家賃	600,000	600,000
減価償却費	86,665	86,665
通信費	102,294	102,294
租税公課	1,100	1,100
諸会費	5,000	5,000
雑費	4,800	4,800
その他の経費計	6,527,665	6,527,665
事業費計	6,527,665	6,527,665

2. 管理費		
(1) 人件費		
人件費計		0
(2) その他の経費		
会議費		0
業務委託費	60,000	60,000
保険料	7,600	7,600
通信費	39,424	39,424
消耗品費	5,200	5,200
広告宣伝費	3,630	3,630
支払手数料	188,870	188,870
租税公課	2,100	2,100
その他の経費計	306,824	306,824
管理費計	306,824	306,824
経常費用計	6,834,489	6,834,489
当期経常増減額	5,670,385	5,670,385
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前正味財産増減額	5,670,385	5,670,385
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期正味財産増減額	5,670,385	5,670,385
前期繰越正味財産額	1,864,995	1,864,995
次期繰越正味財産額	7,535,380	7,535,380

活動予算書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

法人の名称 特定非営利活動法人 フードバンク湘南

(単位：円)

科 目	特定非営利活動に係る事業	合 計
I 経常収益		
1. 受取会費		
団体会員受取会費	30,000	30,000
正会員受取会費	30,000	30,000
賛助会員受取会費	1,500,000	1,500,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	3,000,000	3,000,000
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	300,000	300,000
協働事業負担金	4,258,000	4,258,000
4. 事業収益		
食品等の販売事業	100,000	100,000
5. その他の収益		
受取利息	100	100
経常収益計	9,218,100	9,218,100
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
人件費計		0
(2) その他の経費		
旅費交通費	1,000,000	1,000,000
水道光熱費	200,000	200,000
消耗品費	400,000	400,000
業務委託費	4,880,000	4,880,000
交際費	5,000	5,000
支払手数料	100,000	100,000
地代家賃	1,840,000	1,840,000
減価償却費	100,000	100,000
広告宣伝費	100,000	100,000
通信費	200,000	200,000
租税公課	3,000	3,000
その他の経費計	8,828,000	8,828,000
事業費計	8,828,000	8,828,000
2. 管理費		

(1) 人件費		
人件費計		0
(2) その他の経費		
通信費	50,000	50,000
消耗品費	6,000	6,000
支払手数料	200,000	200,000
業務委託費	100,000	100,000
広告宣伝費	5,000	5,000
保険料	26,000	26,000
租税公課	3,100	3,100
その他の経費計	390,100	390,100
管理費計	390,100	390,100
経常費用計	9,218,100	9,218,100
当期経常増減額	0	0
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		0
経常外収益計		0
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		0
経常外費用計		0
税引前正味財産増減額	0	0
法人税、住民税及び事業税	0	0
当期正味財産増減額	0	0
前期繰越正味財産額	7,535,380	7,535,380
次期繰越正味財産額	7,535,380	7,535,380